

○射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成17年11月1日

規則第102号

改正 平成20年9月22日規則第44号

平成26年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年射水市条例第163号以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(射水市廃棄物減量等推進審議会)

第3条 条例第8条に規定する射水市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 見識を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名によるものとする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- 4 審議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。